

公共職業能力開発施設等における  
外国人留学生等に対する訓練実施手続の明確化  
(職業能力開発促進法施行規則改正 平成31年4月1日施行)

## 特例措置前

○公共職業能力開発施設等は、外国人留学生等に対して職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練(以下、「準ずる訓練」)を実施してもよい旨を定めた規定(職業能力開発促進法第92条)があるところ、その運用方針に関する規定は整備されていない。

## ニーズ

- 運用方針が整備されていないことで、以下のような疑義が発生。
- ・専門課程の高度職業訓練の修了資格を得られるのか。
  - ・修了時の技能照査の受験資格があるのか。
  - ・技能検定の受験資格である経験年数が緩和されるのか。

## 特例措置

- 以下について、省令改正によって明確化
- ・公共職業能力開発施設の長等は、「準ずる訓練」を受ける者に対して、技能照査を行うことができる。
  - ・技能照査に合格した者は技能士補と称することができる。
  - ・公共職業能力開発施設の長等は、外国人留学生等が訓練課程の修了要件を満たしていると認められる場合、修了証書を交付できる。
  - ・修了証書を交付された者が技能検定を受ける場合、修了した職業訓練等の訓練課程に応じ、技能検定の受験資格及び技能検定試験の免除に係る規定が適用される。

## 効果

○外国人留学生等が不利な扱いを受けるおそれを取り除かれ、専門性・技能を有する人材育成を促進。